

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症の対応について

日ごろから教育・保育行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新年度に向けて、あらためて教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応について、下記のとおりお知らせしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症により施設をお休みいただく期間について

- ・ 施設をお休みいただく期間については、下表のとおりです。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更(新型インフルエンザ等感染症(2類相当)→5類)となる令和5年5月8日以降はこの取扱いは廃止となります。
- ・ お休みいただく期間の保育料(利用者負担額)の減免は行ないません(国通知に基づく)。

※ 新型コロナウイルス感染症に関わらず、発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時は施設の利用はできません。

○施設をお休みいただく期間(令和5年5月7日まで)

	状 況	お子さまがお休みいただく期間
①	登園しているお子さまが感染した	・症状がある場合 発症日(初めに発熱など症状が出た日)の翌日から7日間、かつ症状軽快後(発熱等の症状がないこと等)24時間が経過するまで(8日目から登園可能)。 ・無症状の場合 検体採取日(検査を受けた日)の翌日から7日間(8日目から登園可能)。
②	登園しているお子さまが濃厚接触者(同居家族が感染した場合)となった場合	・陽性者と最後に接触した日または家庭内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から5日間(6日目から登園可能)

※ 一般には陽性者となり無症状である場合、5日目の検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、6日目から外出自粛期間が解除になりますが、乳幼児は検査による外出自粛期間の短縮を想定していないので、8日目の解除(登園可能)となります(厚生労働省通知より)。

※ 一般には濃厚接触者となった場合、2日目、3日目の検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から外出自粛期間が解除になりますが、乳幼児は検査による外出自粛期間の短縮を想定していないので、6日目の解除(登園可能)となります(厚生労働省通知より)。

2 その他

- ・ 保育所等におけるマスク着用の考え方については、(1)及び(2)のとおりとなっています。
(1)2歳未満児のマスク着用は推奨しない。
(2)2歳以上の児童については、マスク着用を求めない。

※なお、基礎疾患があるなどの様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合については、この限りではありません。

※感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じたマスクの着用を呼びかけることがあります。

- ・ 年度初めにかけては、入園、進学、転勤など、人の入れ替わりが多い時期となります。基本的な感染対策を含め、感染に不安を感じる時や症状が出たときの行動について、再確認をお願いします。
- ・ 引き続き、各施設が実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組にご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 江別市健康福祉部 子育て支援室子ども育成課 電話：011-381-1030(直通)
--